

京都市中小企業融資制度に係る信用保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）が中小企業者の負担の軽減を図るために行う、本市融資制度に係る信用保証料（以下「保証料」という。）の引き下げに対する一部補てんとして、保証協会に対して信用保証料補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、保証協会が各年度の4月1日から翌年3月31日までの間に本市融資制度の取扱金融機関から貸付報告書を受け取った、別表第1に定める本市融資制度に係る保証料について交付する。

- 2 前項の保証料について、条件変更に伴い発生する保証料は含まないものとする。
- 3 第1項の保証料について、保証料の分割支払を行った場合は、補助金の対象外とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条第1項に定める保証料相当額に、別表第2に定める係数を乗じ、保証料率で除した額で、予算の範囲内において交付する。ただし、1円未満の端数が生じた場合、その端数については切り捨てるものとする。

- 2 前項の保証料率は、保証協会が定めるものとする。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、京都市中小企業融資制度に係る信用保証料補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 補助金の交付申請額が確認できる資料
 - (2) 次項に定める期間内の申請であることが確認できる資料
 - (3) その他市長が必要と認める資料
- 2 申請書は、交付の対象となる融資に係る貸付報告書を、当該年度の4月1日から9月30日までに保証協会が受け取った場合には、当該年度の9月30日までに、10月1日から翌年3月31日までに保証協会が受け取った場合には、当該年度の3月31日までに提出しなければならない。

(標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条に係る申請書が到達してから20日以内に、条例第10条各項の決定をするものとする。

(補助金の交付)

第6条 前条の規定により補助金の交付を決定し、補助金の交付に係る請求があったときは、請求のあった日から起算して30日以内に支払うこととする。

(事業完了の届出)

第7条 条例第18条の規定による実績報告は、条例第18条第2項第1号の規定により、不要とする。

(補助金の返還等)

第8条 以下の各号に定める場合により、保証協会が交付の対象となった保証料を返戻する必要がある場合は、第6条の規定により既に交付した補助金を京都市に返還しなければならない。

- (1) 保証料について、過収が認められた場合
- (2) 交付の対象となった融資制度について、条件変更があった場合
- (3) 交付の対象となった融資制度が、繰上げ完済された場合
- (4) その他特別な事由が発生し、返戻の必要が生じた場合

2 前項に定める補助金の返還額は、保証料の返戻額に別表第2に定める係数を乗じ、当初の保証料率で除した額とする。

3 保証料の返戻が生じた場合、保証協会は文書により京都市へ報告しなければならない。

(保証状況等の報告)

第9条 保証協会は、別表第1に掲げる融資制度について、保証及び保証料の返戻等の状況を明確にするとともに、京都市が必要と認めその報告を請求したときは、その状況を報告するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日から施行する。ただし、令和2年4月1日以降に取扱金融機関から貸付報告書を受け取った、別表第1に掲げる融資制度について、遡って適用できることとする。

附 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 9 条関係）

融資制度名	
・ 政策支援融資	事業承継支援資金
・ 政策支援融資	事業承継支援資金（無保証人型）
・ 政策支援融資	事業承継支援資金（無保証人借換型）

別表第 2（第 3 条、第 8 条関係）

取扱金融機関	係数
京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合 商工組合中央金庫	0.065%
三菱UFJ銀行 池田泉州銀行 みずほ銀行	0.1%

第1号様式（第4条関係）

京都市中小企業融資制度に係る信用保証料補助金交付申請書

(あて先) 京都市長	(交付申請日) 年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。なお、補助金の交付が決定された場合は、京都市の他の同様の補助金の交付を受けないことを誓います。	
(1) 対象期間	<input type="checkbox"/> 令和()年4月1日～9月30日（上半期） <input type="checkbox"/> 令和()年10月1日～令和()年3月31日（下半期）
(2) 交付申請額	 円
(3) 添付資料	<input type="checkbox"/> 交付申請額が確認できる資料 <input type="checkbox"/> 「(1)対象期間」内の申請であることが確認できる資料 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める資料 ()